

第 28 回熊本市公文書等管理委員会 議事録

1 日時 令和8年(2026年)2月2日(月)14時00分から

2 場所 熊本市役所4階 モニター室

3 出席者(敬称略)

委員会委員 7名

上拂 耕生 (委員長/熊本県立大学総合管理学部 教授)

小粥 祐子 (崇城大学工学部 准教授)

小野 由起子 (元・株)熊本日日新聞社 論説委員)

坂口 眞理 (特定非営利活動法人 熊本消費者協会 理事)

鈴木 桂樹 (熊本大学 名誉教授)

原村 憲司 (弁護士)

樋口 務 (特定非営利活動法人 くまもと災害ボランティア団体ネットワーク
代表理事)

4 会議内容

- (1) 重要な公文書等の整理に関する検討(地震関連文書)
- (2) 公文書館の運営についての検討

5 配布資料

- ・00_次第
- ・01-1_資料1_重要な公文書等の整理に関する検討
- ・01-2_参考資料_参考1_地震関連文書_事例まとめ
- ・01-3_参考資料_参考2_(仙台市)東日本大震災に際しての本市の対応、復旧・
復興活動等に関する文書
- ・02-1_資料2_熊本市公文書館(仮称)条例についての検討
- ・02-2_参考資料_参考1_公文書館条例規定内容調査

6 議事

議題(1) 重要な公文書等の整理に関する検討(熊本地震関連文書)

(委員長) それでは第 28 回熊本市公文書等管理委員会について議事を進行する。本日の議題は2つ準備されている。まずは(1)重要な公文書等の整理に関する検討(熊本地震関連文書)について、事務局から説明をお願いします。

※事務局より(1)重要な公文書等の整理に関する検討(熊本地震関連文書)について説明

(委員長) 前回議論いただいた案に対し、委員の皆様から様々な意見をいただいた。それらの意見と他都市の事例を踏まえた提案ということ。事務局からの説明に対して、ご質問・ご意見等があればお願いします。

(委員) プロジェクトチームを編成して、廃棄可能な文書の対象を絞っていくということだが、他都市の事例において、罹災証明書の取扱いについては、仙台市と神戸市では作業量が全く違うと考えられる。仙台市は、廃棄するという前提であるが、神戸市は全件個別に精査したうえで残すもの以外は廃棄するという考え方である。事務局案では、項目だけの判断では漏れる可能性もあるため、1 件ずつチェックを行って、判断をするという考えか。

(事務局) 項目として判断基準を立てることができれば良いが、所管課の意見も聞きながら精査していくことが必要である。

(委員長) 阪神淡路大震災の際には、罹災証明書を取ることが一般的ではなかった。阪神淡路大震災をきっかけに震災の基準もでき、東日本大震災の際に、罹災証明書を取ることが当たり前のようになってきた。罹災証明書には個人情報も含まれる。罹災証明書には震災に関する日常業務に関わることもあり、これらをしっかり残していかなければならない。

(委員) 整理手順の中で現物確認とあるが、これは全ての文書を現物確認するということか。

(事務局) 例えば、罹災証明書は廃棄という基準になれば、1 件 1 件これを確認することはないが、基本は全て現物確認をするということ。

(委員) 通年の保存期間満了文書の廃棄にあたっては、対象の文書ファイル名のリストを見て、確認が必要と思われるものについては現物確認を実施している。地震関連文書は最初から全てのもを現物確認するということか。

(事務局) 地震関連文書の総数が現時点では不明。量次第で判断が必要。

(委員) 他都市の事例において、仙台市は個人情報で主体で同種のもが大量に存在する。どこまでの範囲を示すものかは不明だが、確かに個人に関わるものは膨大な量があると思われる。しかし行政主導で災害復興を目指す災害対応の中で、個人に関する部分は最も復興の裾野になる部分だと思う。その部分についても、個人のもので膨大だからと言って廃棄としてしまうと、実際の被害全容がわからなくなってしまう可能性があるのでは。

行政として実施した対応はわかっても、一人ひとりの市民の生活に落とした際に、この地域はどうだったのかをたどれる材料となるのではないか。

(事務局) 個人情報の取扱いについては、二つの側面があると考え。一つは特定歴史公文書として永年保存するかしないか。もう一つはこれを登録してインターネットで一般に公開し、誰でも見られる状態にするかしないか。データで保管はするが、公開非公開の選択で非公開にしておくなど。量は未定だがそういった手法も含め検討していく。

(委員長) 実際に罹災証明書を見たことはないが、写真なども添付されているだろう。写真などの情報は必要だが、写真を見て個人が特定されてしまう可能性もある。他の情報と照らし合わせて個人が特定されてしまったらそれは個人情報ということ。なかなか結論が出ず難しいところではあるが、仙台市がどの辺りまで整理したのか。

地震関連文書には、避難所運営など貴重な情報が含まれている。災害はどの地域でも起こりうるものだが、熊本地震の場合は前震と本震があった。そのため、車中泊をされた方もいた。そのような特徴があるため、地震関連文書の中身については非常に気になるところ。現物確認も行いたいですが全てを確認することは難しい。

(事務局) 前回の議論の中で委員の皆様からプロジェクトチームを編成し、議論してはどうかとの御意見があった。今回は案を2つお示しし、保存期間(10年)が満了した時点ですぐに廃棄の判断を実施するのか、それともペンディングして実施するのかという議論であったが、いずれにせよなるべく早くガイドラインの整理はする必要があると考えている。

(委員) 熊本地震は平成28年に発災した。その時に発生した事象がその後何年も続いている案件もあるのではないかと。私は明治期の公文書を多数見てきた。明治期の公文書だと、そのことが発生したときにファイリングされるのではなく、その事象が完結したときにファイリングを実施する。そのようなことを考えると、平成28年に起きたことについて、保存期間満了後に廃棄をした後、その翌年に実はその事象の決着を見た文書が続いているといったことが起きるかもしれない。何か廃棄の評価基準が必要と考えられるがいかがか。

(事務局) 今回、平成28年度に発生した地震関連文書が、令和8年度末に保存期間満了を迎えるわけだが、今後は毎年保存期間満了文書が出てくることになる。当時は文書分類表を作成する前であったため、当時の担当課がそれぞれに決めた保存期間で保管されてきた。罹災証明書であっても30年保存としている例もある。そのため、保存期間が満了した10年保存の文書だけを見るのではなく、全体を見てガイドラインを定める必要がある。保存期間だけではなく、“罹災証明書”といった項目で見ていく必要がある。

(委員) プロジェクトチームに携わる方々は、現在の担当課の方々になると思うが、当時在籍していた方々をメンバーにする考えは、10年前と今とでは考え方が異なるかもしれない。作成した時の意図や背景がわかるガイドラインにしなければならない。

(事務局) 現時点では、現在の担当課によるメンバー選出を考えている。基本は業務を引き継いで今に至るもの。当時携わった方々が再任用などでいらっしゃる場合には、そのような先輩をたどって話を聞くなどはあるかもしれない。

やはり作成した時点においての意図がわかるガイドラインにしなければならない。それこそ30年後に廃棄するタイミングでもわかるような内容にしなければならない。

(委員長) 実際は、地震対応を経験した人が携わらないと難しいかと思う。メンバーについては考慮願いたい。

(委員長) 他都市の例については、県と市では持っている資料の性質が異なる。県は激甚災害指定や災害救助法の適用、自衛隊の活動要請など広域的な役割をしており、政策決定的な場面が多い。そのため保存していこうという傾向は強い。市は身近なものであるため、罹災証明など個人情報をも多く持っている。県のものが参考にならないわけではないが、仙台市と神戸市がベースになってくるものとする。神戸市は最初の大規模災害であったこともあり、相当な力を入れて、国や県ともども全ての文書を保管しておこうというのでもあって、できたという風に思う。仙台市にあっても、神戸市の例もあり、しっかり準備をされて選別基準ができたものとする。熊本市の場合もどのような形が良いか考えた場合に、今回提案された形が妥当なのではないかと思う。

(委員) 他都市の例と参考1に保管場所の記載があるが、公文書館の有無がリンクしていないように思われるが。公文書館を持っているところならではの処理の仕方などはあったか。

(事務局) 特筆する例はなし。

(委員) 参考1に保管文書の量について記載があるが、熊本市は他都市と比べてどこと同じくらいか。

(事務局) 市によって単位が異なるため、統一できていない。把握できていないと回答を受けたところは、まだ整理の途中であるところもある。

議題(2)公文書館の運営についての検討

(委員長) 次に、次第(2)の公文書館の運営についての検討として、事務局から説明をお願いします。

※事務局より公文書館の運営についての検討について説明

(委員) 移管・廃棄に関する規定について、国立公文書館及び東京都は C 案: 個別の文書を確認し、当該文書ファイルの措置に意見するであるが、どれぐらいの職員数で実施しているのか。

(事務局) 国立公文書館は不明だが、東京都は 15 名ほど。5人ずつ3ステップで選別を実施している。

(委員) 東京都は全員が常勤というわけではなく、5人ぐらいが常勤で残りは非常勤職員である。

(事務局) 非常勤職員は特別な資格があるわけではない。準認証アーキビストもいる。

(委員) B 案: 文書分類表の改定への助言とした場合に、この改定は毎年度実施するのか。

(事務局) 毎年度、新規事業を追加するなど改定を行う。

(委員) 開館日(案)については、こんなに多く開館して良いのか。資料整理など、内部の業務もあると思われる。月に 1 度程度、館は閉館するが一般開放はしない日を設けてはどうか。

(委員長) 他都市はどうなっているのか。特別に休みを設けているのか。

(事務局) 必要に応じて年に数日という定め方である。

(委員長) 基本は市民の利用を考えて土日のどちらかは開館するが、週に5日開館するのが適当と考えられる。委員から指摘があったように、スタート時には様々な作業が想定されるため、一般公開しない日を設ける必要があるのではないか。

- (委員) 福岡市総合図書館がその例か。
- (事務局) 福岡市総合図書館は、図書館の中に公文書機能が含まれているため、図書館がメインという背景がある。
- (委員) 公文書館に勤める職員の週休2日をどう確保するか。平日の休みを設けてもいいのでは。平日も休みを加えて、それに加えて館長が定める日を休みにしてはどうか。日曜日は休めても、もう1日はバラバラに交代しながら休まなければならない。勤務体制の検討が必要である。
- (委員長) やはり週休2日に加えて別途館長が定める休みを設けるぐらいにしても良いのではないか。
- (委員) 日曜日と月曜日を休館にしてはどうか。公文書館の業務として、資料を整理することが主であるから、それを理解してもらったほうが良いのではないか。
- (委員) 公文書館全体の仕事量の比重の置き方で変わるのではないか。本市の公文書館であれば、来館者対応よりも資料のデジタル化等の資料整理に労力を割く必要がある。そのような発想で検討しても良いのでは。
- (委員長) 公文書館の設置場所の問題もあるため、福岡市総合図書館のように10時から20時まで開けておく必要はないと思う。入館も16時半までとするなど。
加えて、法律論的などところから言えば、開館時間、休館日等については、条例ではなく規則で定めるほうが妥当ではないか。
- (委員) 移管・廃棄に関する規定について、B案とした際に、条例まで入れる必要があるか。公文書管理の仕組みや規定の中で取り組めば良いのではないか。この公文書館の役割を入れておいたほうが良いという観点

があるのか。

(事務局) 他都市の例で規定しているところはない。神奈川県が規定しているが、神奈川県は公文書管理条例がない。

(委員長) 移管・廃棄に関する規定について、改定への助言については、規定するならばどういう形で想定しているのか。これを設けるメリットはあるか。

条例というのは、基本的に行政機関と市民との関係を規律するものであって、行政組織内部のことは、条例や規則に落とし込む必要はないのではないか。

(委員) 文書分類に関する法令や規則などはあるか。

(事務局) 公文書管理条例、規則、要綱がある。

(委員) 今ある条例に入れれば良いのでは。

(事務局) 他都市の例について確認する。

(了)